

【地域景観づくり協定】

御堂筋本町北地区

広告・サインに係る地域ルール



御堂筋本町北地区では、御堂筋沿道の魅力向上に向け、公民連携のもと、エリアマネジメント活動の推進に向けた各種取り組みを進めているところです。

本協定は、「大阪市景観計画」ならびに「御堂筋デザインガイドライン御堂筋本町地区」の趣旨を踏まえ、「大阪市都市景観条例」第39条に基づく「地域景観づくり協定」として、広告・サインのデザインや掲出方法のルールを定めるとともに、地域が主体的に運用する仕組みを規定することにより、御堂筋沿道の魅力向上と良好なまちづくり形成を図ることを目的とするものです。

本協定の適用対象

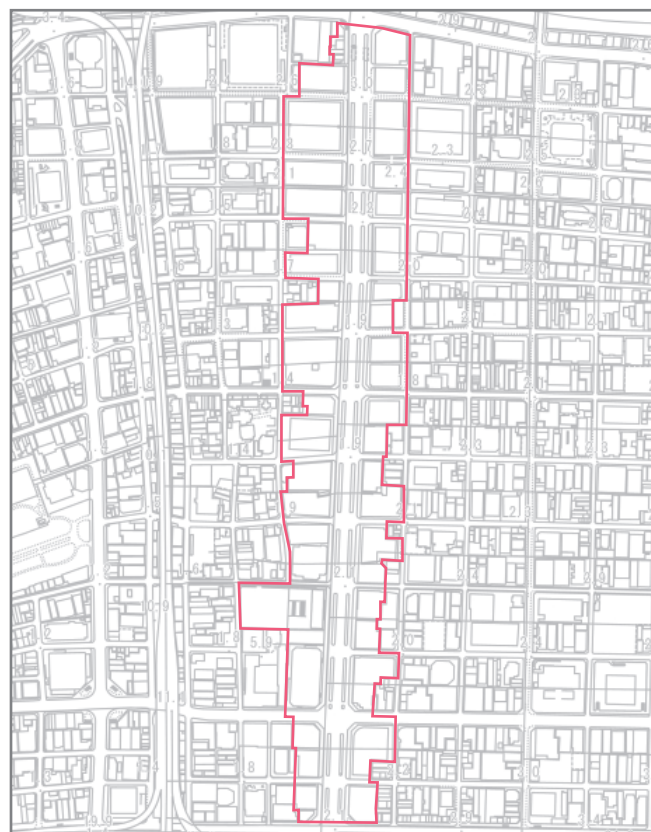
民間敷地内において、土地及び建築物等に設置するもの並びに建築物低層部(2階以下)の御堂筋に面したガラス面の室内側に近接して主に沿道の通行者に向けて掲出するもの

協議対象となる行為

広告物等を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合

対象区域

大阪市中央区の土佐堀通から中央大通りまでの御堂筋に面する土地の区域



活動に関する問合せ先

一般社団法人 御堂筋まちづくりネットワーク
御堂筋本町北地区 景観づくり推進委員会
大阪市中央区本町4丁目1-13(株)竹中工務店内
info@midosuji.biz

御堂筋エリアの将来像 *ガイドラインより

コンセプト

上質なにぎわいと風格あるビジネス地区

まちなみ創造の方針

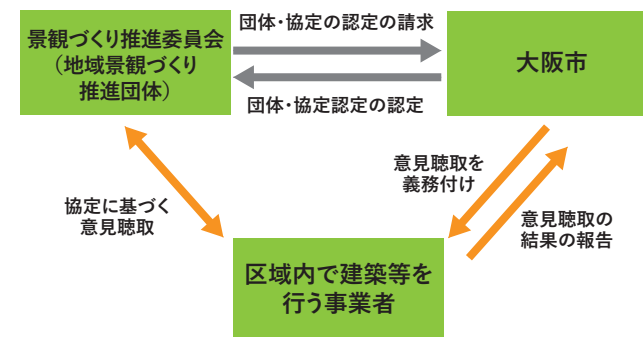
- ・風格あるビジネスゾーンの形成
- ・上質なにぎわいのあるまちなみの形成



大阪市『地域景観づくり協定制度』について

市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりや運用を支援するほか、行政を含めた幅広い関係者の協働による景観まちづくりを推進する制度です。

一般社団法人 御堂筋まちづくりネットワーク御堂筋本町北地区 景観づくり推進委員会は、地域全体で景観まちづくりを推進していく主体として「地域景観づくり推進団体」の認定を受け、地域独自のルール「地域景観づくり協定」を策定し、認定を受けたうえで、自主的な協定の運用を行っています。



まちづくりの方針

広告物等の設置方法や表示方法の誘導を通じて、歩行者空間におけるにぎわいを演出しながら、わかりやすくするとともに、御堂筋沿道の景観を整えることにより、上質なにぎわいと風格あるビジネス地区にふさわしいまちなみの形成を図ります。

にぎわいを演出する

上質なにぎわいを演出するよう、節度あるデザイン性の高い広告・サインとするとともに、低層部の透過性のある壁面を活かして屋内外の活動の視認性を確保するなど、楽しく快適に歩けるまちなみを創出する。

わかりやすくする

ビルやテナント名称等は、情報を整理し、目につきやすい場所に効果的に配置するなど、際立ち過ぎず、乱雑な印象を与えないよう、歩行者にとってわかりやすいサインとする。

景観を整える

人目に付きやすい広告物等は、ビル意匠と一体的にデザインし、位置や大きさを整えるなど、周辺の建物と調和させ、御堂筋沿道において風格のある整ったまちなみを形成する。

設置基準

本協定の適用対象となる広告物等について、ガイドライン※に加えて、次のような設置基準を設けています。

意匠等に関する基準

- ・広告物等の形態や意匠、設置位置等は、御堂筋沿道など周辺のまちなみや建築物と調和のとれたものとする。
- ・掲出数や情報量を抑えとともに、商品等の直接的、過剰な表現を避ける。
- ・集約して設置し、複数設置する場合は、統一したデザインとするほか、位置や大きさを揃え、まちなみとしての統一感や連続性が演出されるよう配慮する。
- ・色彩に配慮し、高彩度の利用を抑える。

建物壁面に掲出する広告物等

- ・自己の氏名、名称、商標、ビル名称、主要な施設や店舗の名称を表示するものとする。
- ・周辺建物の掲出方法も参照し、まちなみとしての連続性に配慮する。
- ・ビル本体の素材感を失わない切り文字を基本とし、看板やバックパネルを設ける場合は、大きさや色彩に配慮する。
- ・低層部に複数のテナントを表示する場合は掲出位置を定める又は揃えるなど、統一感や連続性に配慮する。



地上に設置する広告物等(案内板・集合サイン)

- ・建物の入口付近など目につきやすい場所に設置し、歩行者の妨げとならないよう配慮する。
- ・ヒューマンスケールを超えない大きさとし、建物と調和したデザインとする。
- ・施設案内や集合サインなど複数設置する場合は、統一したデザインとする。

建物から突出する広告物等

- ・店舗等の名称を表示するもの、及び期間限定広告(第11号の規定による)とする。
- ・建築物の低層部に設置し、建築物の外観や店舗デザインとの一体感に配慮する。
- ・複数設置する場合は、大きさを揃え、一列に配置するなど、位置や大きさを統一する。



■ バナーフラッグ

- ・歩行者の通行空間や視線に配慮しつつ、適度な数、間隔となるよう連続的に設置する。
- ・まちなみとしての一体感を持ちつつ、通行者の目を楽しませ、まちを彩るよう、大きさ、形状、色彩、素材等に配慮する。

■ 袖看板(ブラケット)

- ・設置数を抑えとともに、設置高さや位置を揃える。
- ・突出し幅や表示面積を少なくし、形状やデザインを工夫する。

■ オーニング

- ・広告を表示する場合、位置は先端部分に限定し、建物名称、テナント名称、ロゴマーク程度の記載を基本とする。
- ・歩行者の日よけや雨よけとなるよう、デザインや大きさ、色彩や素材等に配慮する。
- ・汚れや色あせ等に対するメンテナンス性にも配慮した素材とする。

ガラス面を利用又は室内側に近接して掲出・設置する広告物等

■ ガラス面に直接貼り付ける広告物等

- ・切り文字を基本とし、色彩や大きさにも配慮して簡潔な表示方法とする。
- ・形状や掲出位置を揃えるなど、建物との調和に配慮し、建物内と通り双方の見通しが確保されるようにする。

■ ガラス面の内側に近接して掲出・設置し、主に沿道の通行者に向けて掲示する広告物等

- ・建物ファサード全体での調和に配慮する。
- ・掲出数や情報量を抑えとともに、商品等の直接的、過剰な表現を避け、色彩に配慮するなど、表現方法に工夫を行う。
- ・室内のアクティビティや商品と一体的にデザインするなど、建物内と通り双方の見通しを確保し、歩く楽しみやにぎわいを演出する。

- ・やむを得ずガラス面をふさぐ場合は、ウインドウディスプレイのような装飾的な工夫を行う。
- ・パネル等に掲出する場合は、形状や掲出位置を揃え、乱雑な印象を与えないよう配慮する。



期間限定広告物等

- ・暫定利用やイベント対応時の広告物等については、各設置基準に規定する基本的な考え方を踏まえつつ、地域で連携したイベント時など、特に、御堂筋沿道全体としてのにぎわい創出に資する場合は、設置期間等について柔軟に扱うものとする。